

取引先からの

制度に関する質問には こう答えよう!

ここでは、取引先から聞かれる「インボイス制度の基本的なポイント」について、担当者としてどう答えればよいか、Q&A方式で解説します。

税理士法人 SBL
代表社員・税理士
八木 正宣

インボイスってなに？ 新しい制度って どんなもの？

Q1



インボイスとは適格請求書
のことで、売り手が買い

手に対して正確な適用税率や消
費税額等を伝えるための請求
書、納品書、領収書、レシート
等を指します。具体的には、現
行の「区分記載請求書」に「登
録番号」、「適用税率」および

「消費税額等」の記載が追加さ
れた書類やデータです。適格請
求書の様式は特に法令等で定め
られておらず、一定の事項が記
載された請求書であれば、その
名称を問わず、適格請求書に該
当します。

令和5年10月1日のインボイ
ス制度導入後は、適格請求書が
発行できない事業者等から商品
やサービスを購入した場合、そ

の買い手である消費税の課税事
業者は仕入税額控除が認められ
なくなり。ただし制度導入
後3年間は80%、その次の3年
間は50%の仕入税額控除が経過
措置として認められます。

免税事業者は発行できない

制度開始時に、適格請求書を
発行しようとする場合には、納
税地を所轄する税務署に令和5
年3月31日までに「適格請求書
発行事業者の登録申請書」を提
出し、適格請求書発行事業者と
して登録されなければなりません。
なお、消費税の免税事業者
は適格請求書発行事業者になる
ことはできません。

インボイス制度は、適格請求

書の発行を促すこ
とで消費税の免税
事業者を減らし、
消費税の益税（税
金が適切に納税さ
れないというこ
と）をなくす狙い
があります。

こんなトピック で回答しよう

インボイスと
は、支払った消費
税の控除のために
求められる新しい
様式の請求書のこ
とで、令和5年10
月以降は、その新
しい請求書がない
と原則として仕入
税額控除ができま
せん。制度開始後
6年間は一定の割
合を仕入税額控除
できる経過措置が
設けられていま
す。

インボイス制度の主なスケジュール

仕入税額控除方式	区分記載請求書方式	インボイス方式			
免税事業者からの仕入税額控除	100% 控除可能	80% 控除可能	50% 可能	控除不可	
	2021年10月1日 発行事業者の申請開始	2023年3月31日 申請書の提出期限	2023年10月1日 インボイス制度開始	2026年10月1日 50%経過措置開始	2029年9月30日 経過措置終了

適格請求書発行事業者になるにはどんな手続きが必要になるの？

Q2



インボイスを交付できるのは、取引の売り手である

適格請求書発行事業者に限られます。適格請求書発行事業者となるには、消費税の課税事業者であることが必要で、税務署長に申請書を提出し、その登録を受けなければなりません。

適格請求書発行事業者となるかは事業者の自由意思となっています。ただインボイスの交付を受けないと相手先の買い手企業において仕入税額控除ができません。インボイスを発行できないと、買い手事業者との取引を失う可能性もあり、多くの企業が適格請求書発行事業者の登録を受けるものと思われま

す。また適格請求書発行事業者に

は次の義務が発生します。

- ① 適格請求書の交付義務
- ② 適格返還請求書の交付義務
- ③ 修正した適格請求書の交付義務
- ④ 適格請求書の写しの保存義務

登録までの流れは？

登録申請手続き

適格請求書発行事業者の申請書は令和3年10月1日から受付が開始されており、制度開始の令和5年10月1日から登録を受けるには、原則令和5年3月31日までに申請書を提出する必要があります。期日までの提出が困難な場合は、令和5年9月30日までとされています。

登録申請書は、e-Taxを

利用して提出可能です。なお郵送等で提出する場合は送付先は、各国税局のインボイス登録センターとなります。

登録の効力は通知日にかかわらず適格請求書発行事業者登録簿に登録された日から生じます。令和5年10月1日以前に登録通知を受けた場合も効力は令和5年10月1日からです。

登録完了の通知等

登録申請書の提出を受けた税務署長は、適格請求書発行事業者登録簿に登録を行い、事業者に対してその旨を通知することとされています。

登録申請書をe-Taxにより提出し登録通知を電子で希望した場合は、「送信結果・お知らせ」の「通知書等一覧」に登録番号等が記載された登録通知書がデータで格納されます。郵送等により申請書を提出した場合は、書面にて登録番号等が記載された登録通知書が送付されます。

また適格請求書発行事業者の情報は、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」において公表されます。

免税事業者の登録申請手続き

免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるには、原則、消費税課税事業者選択届出書を提出し、課税事業者となる必要があります。

ただし、適格請求書発行事業者登録簿に登録された日が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間で課税期間中である場合は、課税選択届出書を提出しなくても、その登録日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

こんなトピックで回答しよう

インボイスは事前に所轄税務署に申請し、適格請求書発行事業者として登録を受けた事業者のみが発行できます。制度開始から発行するには、原則として令和5年3月31日までに登録申請をしなければなりません。

買い手側が 仕入税額控除を受けるには どんな対応が 必要になるの？

Q3



インボイス制度導入後、インボイスを発行できない事業者から商品やサービスを購入した場合、その買い手事業者は仕入税額控除ができません。

原則課税方式では、課税期間中の「課税売上に係る消費税額」から「課税仕入れ等に係る消費税額」を控除（仕入税額控除）して計算します。制度導入後、仕入税額控除を行うには、インボイスの保存および帳簿への記載が必要になります。

適格請求書の保存
買い手側が仕入税額控除を受けるには、一定の事項が記載されたインボイスを売り手側から交付される必要があります（**図表**）。ただし、適格請求書を交

付することが困難な「3万円未満の公共交通機関による旅客の運送」「3万円未満の自動販売機及び自動サービスの機により行われる商品の販売等」などの取引については、適格請求書の交付義務が免除されているため、保存は求められません。

6年間は経過措置がある

帳簿への記載

買い手側が原則課税方式において仕入税額控除を受けるには帳簿に次の項目を記載します。

- 相手方の氏名または名称
- 課税仕入れを行った年月日
- 取引内容、軽減税率の対象品目である旨、80%控除対象である旨

• 支払対価の額

ただし、制度導入後6年間の仕入税額控除に関する経過措置に伴う帳簿への記載については、帳簿に「80%控除対象」など、経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨の記載が別途必要となります。この経過措置では、適格請求書発行事業者以外から行った課税仕入れについて、仕入税額相当額のうち次の割合を仕入税額とみなして控除できることとされています。

- ① 令和5年10月1日～令和8年9月30日…仕入税額相当額の80%
- ② 令和8年10月1日～令和11年9月30日…仕入税額相当額の50%

簡易課税制度を採用の場合

簡易課税方式では、課税売上に係る消費税額に、事業区分に応じた一定の「みなし仕入率」を掛けた金額を、課税仕入れ等に係る消費税額とみなします。

買い手側が簡易課税制度を選択の場合には、課税売上のみから納付する消費税額を計算することから、仕入税額控除のための適格請求書の保存及び帳簿への一定の記載は不要になります。

こんなトピックも回答しよう

制度導入後は、買い手側が原則課税制度における仕入税額控除を受けるには、売り手側から交付を受ける適格請求書の保存および一定の事項を帳簿へ記載することが求められます。

適格請求書の記載事項

- 書類の作成者の氏名または名称
- 課税仕入れの相手方の氏名または名称及び登録番号
- 課税仕入れを行った年月日
- 課税仕入れに係る資産または
- 役務の内容（軽減税率対象資産の譲渡等の場合には、その旨）
- 税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び適用税率
- 税率ごとに区分した消費税額等

※下線は、従来の区分請求書から変更された項目

インボイスって発行しなくてもよいの？ しないとなんない影響があるの？

Q 4



適

格請求書発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です。ただし、登録を受けなければ、インボイスを交付することができないため、取引の相手である買い手側は仕入税額控除を行うことができません。

これによって買い手側は仕入税額控除ができない場合、コストがアップすることになります(図表)。つまり同じ商品・サービスであれば適格請求書発行事業者から購入したほうがコストを下げるができるというわけです。そのため、買い手側はインボイス制度開始までに、仕入業者の選別を進めると想定されます。

取引の再交渉にはリスクも

買い手側による取引の再交渉等の禁止

なお、買い手側が売り手である免税事業者に対して取引の再交渉などを行う場合、「独占禁止法」や「下請法」に違反するリスクがあります。

これらの法律は、公正で自由な競争を促進するために、事業者が自主的な判断で自由に活動できるように、買い手側に対して制約を課しています。

例えば、インボイス制度導入後に、取引上優越した地位にある買い手側がその地位を利用して、免税事業者である売り手側に対し、以下のような取引要請

をすることは禁止されています。

- ① インボイス制度の適用を強制
- ② 控除できない分の消費税の値上げ

もし、免税事業者である売り手側がそのような取引要請を受けた場合には、財務省や公正取引委員会、経済産業省などの相談窓口を利用することを勧めましょう。

インボイスの発行を求められない場合

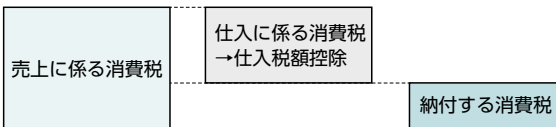
美容室など買い手が一般消費者である事業者であれば、適格請求書の交付を求められることはないと考えられます。適格請求書発行事業者ではなく、基準期間における課税売上高が100万円未満の場合には、消費税の免税事業者のままが良いと思われま。なおインボイス制度導入後6年間は、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。

こんなトピックで回答しよう

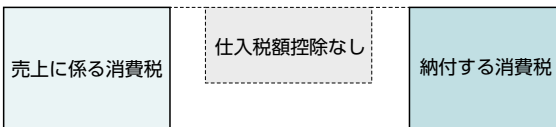
適格請求書発行事業者となるかは事業者の自由です。ただ発行事業者となると、買い手側からインボイスの発行を求められた場合、交付しなければなりません。また買い手側が仕入税額控除を受けるためにはインボイスが必要となるため発行できないと取引関係を見直される可能性があります。

買い手側の仕入税額控除 (原則課税方式)

① 売り手が適格請求書発行事業者の場合



② 売り手が適格請求書発行事業者でない場合



個人事業主でこれまで 免税事業者だったけど 制度開始に向けて どうすればいいの？

Q 5



基 準期間（個人事業主の場合には2年前の暦年、法人の場合には前々年度）における課税売上高が1000万円未満の事業者は、買い手側から消費税を徴収しているにも関わらず、原則として消費税の納税義務は免除されていました。

こうした免税事業者は、インボイス制度導入に際して、適格請求書発行事業者となり消費税の納税義務者となるか、免税事業者のままであるかの決断が求められます。

適格請求書発行事業者となることを選択した場合には、買い手側と今までどおり取引を継続することができるかもしれませんが、以下のようなデメリット

が生じます。

① 消費税の納税義務の発生

免税事業者は今まで受け取っていた消費税分を利益として計上していましたが、課税事業者となるとそれができなくなってしまう。少しでも納税額を減らすために、簡易課税制度の適用の可否を検討する必要があります。

簡易課税制度では、課税期間における課税売上げに係る消費税額に、業種ごとに定められた一定の「みなし仕入率」を掛けた金額を課税仕入れ等に係る消費税額とみなして、納付する消費税額を計算します。

この制度は、基準期間の課税売上高が5000万円以下の事

業者が、事前に届出書を提出している場合を選択できます。

② インボイス交付義務の発生

適格請求書発行事業者は、販売する商品に軽減税率対象品目があるかどうかを問わず、買い手側から交付を求められたときには、インボイスを交付しなければなりません。

③ 帳簿の記載事項

消費税申告のため、仕入税額控除を適用するためには、一定の事項を帳簿に記載しなければなりません。

④ インボイス等の保存

消費税申告のため、仕入税額控除を適用するには、インボイス等の保存が要件となります。

判断にあたり検討要素は？

適格請求書発行事業者の登録を受けない場合

インボイスを発行せず免税事業者のままだと、買い手側との取引が減少することが考えられます。「取引減少による利益の

喪失額」と「新たに納税することとなる消費税納税額」との比較が検討要素と言えます。

また美容室など買い手側が一般消費者である小売業・サービス業等の場合は、インボイスの交付を求められることはないと考えられ、免税事業者のままが良いケースもあるでしょう。

なお制度導入後6年間は、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。もし買い手側が、経過措置の期間中は80%または50%の控除で良いと考えるならば、免税事業者のままでも取引を継続できることとなります。

こんなトークで回答しよう

買い手側から取引を見直されないよう、①適格請求書発行事業者の登録を受けて課税事業者になるか、②発行事業者の登録をせずに免税事業者のままであるか、自己責任において判断する必要があります。

**制度が始まって対応
できるか不安なだけで
どんなサポートを
してくれるの？**

Q
6



大 手企業であれば、自社で
情報収集し問題を解決し

ていく能力がありますが、中小
企業は人材や情報収集能力が不
足がちです。担当者は、預金
取引や融資取引等を通じて中小
企業経営者の良き相談相手とな
ることが求められています。

担当者にまず求められるのは、
新しい制度について内容を
しっかりと把握し、お客様にわか
りやすく説明することです。

インボイス制度に関する基本
的な内容を伝えることはもちろ
ん、経営者から**図表**のような相
談を受けた際には適切に対応で
きるよう準備が必要です。

なお、お客様の個別具体的な
税務相談については、税理士法

において税理士資格者以外の者
が行うことは禁止されていま
す。もし税務的な判断が必要で
あれば、お客様の顧問税理士
か、自行車で提携している税理
士を紹介することが求められま
す。

融資につながる可能性も

設備資金需要への対応

インボイス制度導入を前に、
新たな適格請求書発行システ
ムの導入や既存システムの改修の
ための設備投資を検討している
企業は少なくないでしょう。

つまりインボイス制度に関す
る情報提供から、取引先のシス
テム導入に関する融資取引につ
ながる可能性もあろうかと思

ます。

こんなトピックで回答しよう

インボイス制度は、どの事業
者にも少なからず影響がありま
す。私たち金融機関担当者は、
必要な情報を適切にお伝えし、

必要な対応策を共に検討させて
いただきます。必要に応じてイ
ンボイス対応のレジの購入資金
に充てるための融資や、税理士
などの専門家のご紹介をさせて
いただきます。

インボイス制度導入に関する想定問答

お客様からの質問	回答例
インボイス制度が始まる前に何かすることはありますか？	適格請求書発行事業者になるためには令和5年3月31日までに税務署に登録の申請をしなければなりません。
インボイス制度は、全事業者が取り組まないといけませんか？	インボイスの発行事業者になるかは、それぞれの事業者の自由意思に委ねられています。
インボイス制度の適用を受けるため、免税事業者から課税事業者になったほうが良いのですか？	買い手が一般消費者のみであれば、免税事業者のままでも良いのでは。個別具体的なことは税理士さんにご確認ください。(必要があれば提携税理士を紹介する)
主要取引先からインボイス制度の適用後の取引について相談があるとされました…	買い手としての優位的な地位を利用して、取引条件を不利な内容に強制していないか確認しましょう内容によっては相談窓口をご紹介します。
免税事業者である外注先が多く、インボイス制度導入後に消費税の納税が大幅に増えるのではと心配なのですが…	インボイス制度導入後3年間は、仕入税額控除が80%、次の3年間は50%認められる経過措置があります。様子を見ながら、外注先の選別を進められては？
インボイス制度が開始されたら、手書きの請求書を廃止しパソコンで作成しなければなりませんか？	手書きの請求書等であっても、求められる事項が記載されていれば適格請求書に該当します。